

平成 29 年改訂の小・中学校学習指導要領に関する Q&A

<特別活動に関すること>

(小・中学校)

問1 特別活動において育成する資質・能力の要素であり、学習過程においても重要な意味をもつ「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」と、資質・能力の3つの柱である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」とは、具体的にどのような関係があるのでしょうか。

(答)

「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」は、特別活動の特質を踏まえ、これまでの目標を整理し、指導する上で重要な視点として整理したものです。

特別活動において育成することを目指す資質・能力については、この「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の3つの視点を踏まえて特別活動の目標及び内容を整理し、学級活動、児童会活動・生徒会活動、クラブ活動及び学校行事を通して育成する資質・能力を明確化しました。「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の3つの視点が、育成することを目指す資質・能力に関わるものであると同時に、それらを育成する学習の過程においても重要な意味をもつということは、特別活動の方法原理が「なすことによって学ぶ」ということにあります。

3つの視点はそれぞれ重要ですが、相互に関わり合っていて、明確に区別されるものでもないことにも留意することが必要です。

(参考)

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（特別活動編）第 1 章、第 2 章第 1 節

平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説（特別活動編）第 1 章、第 2 章第 1 節

(小・中学校)

問2 目標が「望ましい集団活動を通して」から「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して」と具体的な表現に変わったのはなぜですか。

(答)

「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して」は、これまでの学習指導要領の目標で「望ましい集団活動を通して」として示した趣旨をより具体的に示したものです。また、これまで特別活動の目標には、「望ましい集団活動」という用語が表記されてきました。しかしながら、「望ましい集団活動」という表現は、達成されるべき目標という印象を与えたり、最初から「望ましい集団」

が存在するものであるかのような誤解を与えたりするという問題が指摘されてきました。また、「望ましい集団活動」という用語では「連帯感」や「所属感」を大切にすあまり、ともすれば、教師の期待する児童生徒像や集団からのほみ出しを許容しないことで、過度の同調圧力につながりかねないという問題もありました。こうしたことから、「望ましい集団活動を通して」を具体的な「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して」という表現に変えたものです。

(参考)

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（特別活動編）第 2 章第 1 節，第 2 節

平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説（特別活動編）第 2 章第 1 節，第 2 節

(小・中学校)

問 3 第 3 の 1 の(3)で「学級活動における児童（生徒）の自発的，自治的な活動を中心として」とされているのはなぜですか。※（ ）は中学校

(答)

学級は、児童生徒にとって、学習や生活など学校生活の基盤となるものです。児童生徒は、学校生活の多くの時間を学級で過ごすため、自己と学級の他の成員との個々の関係や自己と学級集団との関係は、学校生活そのものに大きな影響を与えることとなります。学級経営の内容は多岐にわたりますが、学級集団としての質の高まりを目指したり、教師と児童生徒、児童生徒相互のよりよい人間関係を構築しようとしたりすることは、その中心的な内容です。そのため、児童生徒が自発的、自治的によりよい生活や人間関係を築こうとして様々な展開される特別活動は、結果として児童生徒が主体的に集団の質を高めたり、よりよい人間関係を築いたりすることになります。

こうしたことを踏まえ、学級がよりよい生活集団や学習集団へと向上するためには、教師の意図的・計画的な指導とともに、児童生徒の主体的な取組が不可欠であるという趣旨で示されたものです。

(参考)

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（特別活動編）第 2 章第 2 節

平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説（特別活動編）第 2 章第 2 節

(小・中学校)

問4 特別活動が学校教育全体で行う「キャリア教育の要」とされていますが、特別活動の指導に当たって留意する点は何ですか。

(答)

総則第4の1の(3)に「特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。」とあるように、キャリア教育は学校の教育活動全体を通じて取り組むべきものです。キャリア教育の要としての役割を担うこととは、キャリア教育が学校教育全体を通して行うものであるという前提のもと、これからの学びや自己の生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組を自己の将来や社会づくりにつなげていくための役割を果たすということです。

例えば、各教科等における学習や特別活動において学んだこと、体験したことを振り返り、気付いたことや考えたことなどを蓄積するとともに、それらを学級活動においてまとめたり、つなぎ合わせたりする活動を行うことにより、目標をもって生活できるようになったり、各教科等の学ぶ意義を自覚できるようになったり、学ぶ意欲が高まったりするなど、各教科等の学びと特別活動における学びが往還し、教科等の枠を超えて、特別活動での実践や生活、学習などが自己の将来や社会づくりにつながっていくことが期待されます。

また、キャリア教育を効果的に進めていくためには、校長のリーダーシップのもと、校内の組織体制を整備し、学年や学校全体の教師が共通の認識に立って指導計画の作成に当たるなど、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たることが重要です。

(参考)

- 平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（特別活動編）第3章第1節2
- 平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説（特別活動編）第3章第1節2
- 平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（総則編）第3章第4節
- 平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説（総則編）第3章第4節

(小・中学校)

問5 学級活動(3)で活用する「児童（生徒）が活動を記録し蓄積する教材等」とは、どのようなものですか。

(答)

学級活動(3)の指導に当たっては、振り返って気付いたことや考えたことなどを、児童生徒が記述して蓄積する、いわゆるポートフォリオ的な教材のようなものを活用することを指して「児童（生徒）が活動を記録し蓄積する教材等」（いわゆるキャリア・パスポート）を活用することとしています。特別活動や各教科

等における学習の過程に関することはもとより、学校や家庭における日々の生活や、地域における様々な活動なども含めて、教師の適切な指導の下、児童生徒自らが記録と蓄積を行っていく教材です。

こうした教材等については、小学校から高等学校まで、その後の進路も含め、学校段階を超えて活用できるようなものとなるよう、各地域の実情や各学校や学級における創意工夫を生かした形での活用が期待されます。

指導に当たっては、キャリア教育の趣旨や学級活動全体の目標に照らし、書いたり蓄積したりする活動に偏重した内容の取扱いにならないようにすること、プライバシーや個人情報保護に関して適切な配慮を行うことが求められます。

なお、文部科学省において平成31年3月29日付けで『『キャリア・パスポート』例示資料等について』が発出、公開されています。この例示資料等を参考としつつ、各地域・学校の実情に応じた教材等の導入・活用が求められます。

(参考)

平成29年改訂小学校学習指導要領解説（特別活動編）第3章第1節

平成29年改訂中学校学習指導要領解説（特別活動編）第3章第1節

平成31年3月29日付初等中等教育局児童生徒課事務連絡「キャリア・パスポート」例示資料等について

(小学校・中学校)

問6 学級活動(1)と学級活動(2)、(3)は、解説の中で例示された基本的な学習過程が同じですが、違う点や指導する上で留意する点を教えてください。

(答)

学級活動において育成することを目指す資質・能力は、課題の発見・確認、解決方法の話合い、解決方法の決定、決めたことの実践、振り返りといった基本的な学習過程の中で育まれるものです。

「(1)学級や学校における生活づくりへの参画」については、集団としての合意形成を、「(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」及び「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」については、一人一人の意思決定を行うことを改めて明確に示したことを踏まえ、それぞれの活動の特質を踏まえた学習過程となるようにするとともに、振り返りを次の課題解決に生かすようにする必要があります。

(参考)

平成29年改訂小学校学習指導要領解説（特別活動編）第3章第1節

平成29年改訂中学校学習指導要領解説（特別活動編）第3章第1節

(小・中学校)

問7 特別活動と学級経営との関連が重視されているようですが、留意点は何か。

(答)

学級経営の充実については、総則の第4の1の(1)に明記されるとともに、特別活動の第3の1の(3)において、「学級活動における児童(生徒)の自発的、自治的な活動を中心として、各活動・学校行事を相互に関連付けながら、個々の児童(生徒)についての理解を深め、教師と児童(生徒)、児童(生徒)相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図ること。」とされました。

学級活動における自発的、自治的な活動は、よりよい学級や学校の生活を築くための問題を発見したり、集団としての意見をまとめたりする話し合い活動や、話し合いで決まったことを協力して実践したりする活動です。集団としての意見をまとめたりする話し合い活動は、学級活動や児童会活動・生徒会活動、クラブ活動において中心となる活動です。これらの活動を通して、学級や学校の生活をよりよいものへとする態度や人間関係を形成する能力が身に付くことが期待されます。このような視点から、「学級活動における児童生徒の自発的、自治的な活動」を中心として、学級経営の充実が求められます。

(参考)

平成29年改訂小学校学習指導要領解説(特別活動編)第4章第1節、

平成29年改訂中学校学習指導要領解説(特別活動編)第4章第1節、

平成29年改訂小学校学習指導要領解説(総則編)第3章第4節

平成29年改訂中学校学習指導要領解説(総則編)第3章第4節

(小学校)

問8 学級活動の「3 内容の取扱い」の(1)で、低・中・高学年ごとに具体的な留意事項が示されましたが、年間指導計画を作成する上で留意する点を教えてください。

(答)

学級活動は、全ての学年において、学習指導要領第6章第2〔学級活動〕の2に示す内容を指導するものですが、各学年の段階に応じて、児童の発達の段階の特性や、各教科等における学習状況、幼児教育や中学校との円滑な接続などを踏まえて、適切な内容を取り上げて計画的に指導する必要があります。

また、学級活動の内容それぞれに充てる授業時数は、学校や児童の実態及び低・中・高学年の内容に応じて適切に配分するとともに、擬似的な体験を通してではなく、実生活の中で生じた諸問題を解決するなど、よりよい生活をつくる活動を重視することが大切です。なお、ここで示している配慮事項は、学習指導要

領第1章総則第6の2に示す道德教育の重点にも対応しているものです。

(参考)

平成29年改訂小学校学習指導要領解説(特別活動編)第3章第1節

(小学校)

問9 学級活動において「内容の配分を工夫する」とありますが、新しく設定された小学校の学級活動(3)はどのくらいの時間数で扱えばよいですか。

(答)

これまでも、具体的な時間数については示していませんが、学級活動は、「(1)学級や学校における生活づくりへの参画」と「(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」、 「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」の3つの内容から構成されているので、それぞれに充てる授業時数は、学校や児童の実態及び低・中・高学年の内容に応じて適切に配分する必要があります。

また、「(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」、 「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」に充てられる授業時数に限りがあることから、学級、学校及び児童の実態に応じて、取り上げる指導内容の重点化を図ることが大切です。

(参考)

平成29年改訂小学校学習指導要領解説(特別活動編)第3章第1節、第4章第2節